

平成30年第3回葛城市議会定例会会議録（第1日目）

1. 開会及び散会 平成30年9月5日 午前10時20分 開会
午後 0時03分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	杉本訓規	2番	梨本洪瑠
3番	吉村始	4番	奥本佳史
5番	松林謙司	6番	谷原一安
7番	内野悦子	8番	川村優子
9番	増田順弘	10番	岡本吉司
11番	西井覚	12番	藤井本浩
13番	吉村優子	14番	下村正樹
15番	西川弥三郎		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	松山善之
教育長	杉澤茂二	企画部長	飯島要介
総務部長	吉村雅央	市民生活部長	松村昇道
市民生活部理事	木村喜哉	都市整備部長	増井良之
産業観光部長	池原博文	保健福祉部長	巽重人
保健福祉部理事	中井浩子	教育部長	岸本俊博
教育委員会理事	吉川正人	上下水道部長	西口昌治
会計管理者	門口昌義	代表監査委員	柴田修

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中井孝明	書記	吉村浩尚
書記	高松和弘	書記	山岡晋

6. 会議録署名議員 1番 杉本訓規 15番 西川弥三郎

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

- 日程第3 議第43号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第4 議第44号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第5 報第5号 平成29年度葛城市決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 日程第6 報第6号 平成29年度葛城市決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度葛城市一般会計補正予算（第2号）について）
- 日程第8 認第1号 平成29年度葛城市一般会計決算の認定について
- 日程第9 認第2号 平成29年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第10 認第3号 平成29年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第11 認第4号 平成29年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第12 認第5号 平成29年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
- 日程第13 認第6号 平成29年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定について
- 日程第14 認第7号 平成29年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
- 日程第15 認第8号 平成29年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
- 日程第16 認第9号 平成29年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 日程第17 認第10号 平成29年度葛城市水道事業会計決算の認定について
- 日程第18 議第45号 葛城市体力づくりセンターの指定管理者の指定について
- 日程第19 議第46号 葛城市福祉総合ステーションの指定管理者の指定について
- 日程第20 議第47号 葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第21 議第48号 葛城市税条例等の一部を改正することについて
- 日程第22 議第49号 葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第23 議第50号 奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更について
- 日程第24 議第51号 平成30年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第25 議第52号 平成30年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第26 議第53号 平成30年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決について

開 会 午前10時20分

吉村議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、平成30年第3回葛城市議会定例会を開会いたします。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

本日、平成30年第3回定例会が招集されましたところ、議員各位には何かとご多用の中ご出席賜り、厚くお礼を申し上げます。本定例会も議会運営が円滑に進行できますよう、格段のご協力をお願い申し上げます。

ここで、報告事項を申し上げます。

初めに、本定例会に提出する議案につき、市長から送付がありました。提出議案は、議事日程記載の日程第3から日程第26までの24議案であります。なお、議事の進行上、議案の朗読は省略いたします。

次に、監査委員から例月出納検査結果について報告がありました。お手元に配付いたしておりますので、ご清覧賜りますようお願い申し上げます。

また、教育委員会教育長より、教育に関する事務の点検及び評価報告書が提出されております。既に議員各位に配付いたしておりますので、ご報告といたします。

次に、委員会視察に係る委員派遣等についてご報告申し上げます。去る7月11日から12日にかけて実施いたしました総務建設常任委員会視察研修及び7月9日から10日にかけて実施いたしました厚生文教常任委員会視察研修の結果報告書が、各常任委員長より議長宛てに提出されております。報告書はお手元に配付いたしておりますので、その概要についてそれぞれ報告願います。

まず、総務建設常任委員会視察研修の結果の報告を願います。

14番、下村正樹君。

下村総務建設常任委員長 議長のお許しを得ましたので、総務建設常任委員会視察研修の結果についてご報告いたします。

去る7月11日、12日の2日間、本委員会といたしまして、愛知県清須市及び三重県名張市へそれぞれ視察研修を行いました。研修1日目は、愛知県清須市において、大規模災害、地震時の対策について視察研修を行いました。清須市には庄内川、新川、五条川の3つの河川があり、庄内川流域における浸水被害が記憶に新しく、市民の防災・減災意識は極めて高く、地震防災ハザードマップ、水害対応ガイドマップを初め、災害の種類によって市民のとりべき日ごろからの備えや有事の行動について、ホームページ等を利用して、わかりやすく広く周知するとともに、総合防災訓練を毎年1回開催していると説明がありました。現在、清須市では防災・減災に関する職員の意識改革や有事における行政の役割と市民の役割分担を市民に啓発することなどに最も力を入れているとのことで、地域の要請に応じる形で、防災に関する講習会や防災講演会等を開催し、地域の防災力向上に向けた取り組みについて詳細に説明をしていただきました。

研修2日目は、まず、名古屋市港防災センターの施設見学を実施し、同センターでの地震体験や伊勢湾台風に関する展示等を視察してまいりました。その後、三重県名張市において、

空き家対策について視察研修を行いました。近年、葛城市におきましても空き家が増加傾向にあり、昨年度には空き家の調査を実施し、現在、総合的な空き家対策の策定に向けて協議を行っているところであります。名張市では、平成28年3月に空き家等対策計画を策定され、若年層の移住・定住につながる取り組み等を実践されております。研修では、空き家対策事業の実施に至るまでの経緯や現在までの状況、課題などについて詳細に説明をしていただきました。

いずれの研修におきましても、担当部局からの説明の後には、各委員から活発な質問がなされ、大変有意義な意見交換の場となりました。今回の視察研修において見聞させていただきましたことにつきましては、今後の葛城市のまちづくりに役立ててまいりたいと思います。

以上をもちまして平成30年度総務建設常任委員会視察研修の報告といたします。ありがとうございます。

吉村議長 次に、厚生文教常任委員会視察研修の結果を報告願います。

11番、西井覚君。

西井厚生文教常任委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、厚生文教常任委員会視察研修の結果についてをご報告いたします。

去る7月9日、10日の2日間、本常任委員会視察研修として、福井県小浜市、福井市へそれぞれ視察研修を行いましたので、その内容についてご報告いたします。

まず、1日目は、小浜市におきまして、食育における学校給食のあり方について視察研修を受けました。小浜市では、平成13年に全国で初めての食のまちづくり条例を制定され、「心安らぐ美食の郷 御食国若狭おばま」を創造するために、食文化の学習や食に関する体験学習、校区内型地場産学校給食などを通じて、ふるさとを愛し、ふるさとに誇りを持つ児童・生徒の育成を目指し、また、健康教育や環境教育の一環として、食と農、食と健康、食と環境などの学習を通じて食の重要性を理解し、小浜市が進める食のまちづくりの事業を展開されており、その取り組み状況や成果について説明していただきました。

2日目は、福井市の法人のオレンジホームケアクリニックさんのオレンジキッズケアラボの取り組みについて視察研修を受けました。この法人は、福井市で初めての24時間、365日の在宅医療を提供する在宅療養支援診療所として開設され、ゼロ歳から100歳までどんな病気の患者さんでも、ニーズがあれば受け入れられて、在宅医療の必要な子どもたちの生活支援として、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、生活介護相談支援事業などを展開されております。研修では、高齢化社会への対応策のように言われる地域包括ケアであるが、病気のつき合い方として、医療モデルから生活モデルへの変化が求められており、地域に生まれた全ての子を地域で育てていける社会を目指していかねばならないことを学習させていただきました。また、普通の民家を借りてオレンジキッズケアラボを行っておられる施設を見学させていただきました。本委員会といたしましても、これらの先進事業を学び、今後の葛城市に各事業の推進、また、行政サービスの更なる拡充に向け役立ててまいりたいと思っております。

以上をもちまして、平成30年度厚生文教常任委員会視察研修の報告といたします。また、

両日とも各委員におかれましては、活発に質問され、活発な研修であったことをつけ加えさせていただきます。どうもありがとうございました。

吉村議長 次に、閉会中に開催されました旧町時代における未処理金調査特別委員会の審査状況について、委員長より報告願います。

14番、下村正樹君。

下村旧町時代における未処理金調査特別委員長 議長のお許しを得ましたので、閉会中に開催いたしました第5回から第9回までの旧町時代における未処理金調査特別委員会の審査状況を報告申し上げます。

まず、第5回目の委員会については、7月6日に開催しております。委員会では、これまでの調査により、平成20年12月11日から平成30年2月5日までの期間、未処理金を管理していた口座の履歴記録を取り寄せた結果、この口座を開設した際に、それまで別の金融機関で管理していた口座から約1億8,000万円の小切手等証券類を発行して入金されていることが判明したため、支払い元となる口座が特定できる記録等がないか、小切手等証券類を発行した金融機関に請求することを議決いたしました。

また、4月25日の委員会における証人尋問の内容から、大字南藤井区に対して、コミュニティセンター建設にかかわる地元協力金に関する記録等について請求するとともに、未処理金の支出に関して、平成26年度から平成27年度に実施した新町農道整備工事の件を今後調査していくため、公印使用簿や公印台帳の提出を市に対して求める議決を行っております。

次に、第6回目の委員会については、7月17日に開催しております。委員会では、新町農道整備工事に関し、元地権者などに対して契約関係書類の提出を求める議決を行っております。

次に、第7回目の委員会については、7月30日に開催いたしております。委員会では、新町農道整備工事にかかわる関係者として、当時の市の担当職員を初め、元地権者の方など9名の方を次回の委員会で証人喚問するため、必要な事項を議決いたしました。

最後に、第8回目と第9回目の委員会についてでございます。委員会は8月23日及び24日の2日間に分けて開催をし、9名の証人に対し、新町農道整備工事の事実経過や土地売買契約書の作成経緯、また、契約金の出金や支払いに関する事などについて証言をしていただいております。

以上で、閉会中に開催いたしました審査状況についての報告といたします。ありがとうございます。

吉村議長 閉会中に開催されました委員会の審査状況については以上であります。

最後に、今回提出されました意見書案につきましては、既に配付いたしております3件でございます。所管において取扱いについてご協議いただきますよう、よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

ここで、阿古市長から招集者としてのご挨拶を願うことにいたします。

阿古市長。

阿古市長 皆様、おはようございます。議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

平成30年第3回葛城市議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、大変ご多忙の中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。まず、昨日午前より接近いたしました台風21号については、暴風雨による影響で市内においても数多くの倒木被害や長尾、八川、勝根、當麻、西室地区においての停電、公共施設においては、学校でのガラスの破損、當麻スポーツセンターの屋根飛散等の甚大な被害が出ております。ここに被災された皆様には心よりお見舞いを申し上げます。今のところ人的被害は確認されておりませんが、市では、被害状況の確認について、災害対策本部を中心に確認を進めているところでございます。被害に遭われました皆様が、一日も早く安心してもとの生活に戻れますよう努力してまいりますので、皆様のご理解とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

さて、本定例会におきましてご提案させていただきました案件は、報告案件が2件、承認案件が1件、認定案件が10件、議決案件が11件の合わせて24件でございます。各案件を提案いたします際に、それぞれの内容につきましてご説明を申し上げますので、よろしくご審査をいただきまして、適切な決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

吉村議長 これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、1番、杉本訓規君、15番、西川弥三郎君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期、議事日程、審議方法について、議会運営委員会で協議願っておりますので、運営委員長から報告願います。

10番、岡本吉司君。

岡本議会運営委員長 おはようございます。平成30年第3回葛城市議会定例会の開会に当たり、去る8月27日及び本日、議会運営委員会を開催し、諸事項につき慎重に協議をいたしておりますので、その結果につきましてご報告を申し上げます。

初めに、議事日程及び審議方法についてでございます。

まず、日程第3、議第43号及び日程第4、議第44号の2議案につきましては、人事案件でございます。一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決は1議案ごとに行います。

次に、日程第5、報第5号及び日程第6、報第6号の2件につきましては、報告案件でございます。一括上程し、その内容説明を受けた後、監査委員の意見報告を受け、法の規定により一括質疑のみを行います。

次に、日程第7、承認第3号につきましては、専決処分の承認でございます。上程し、そ

の内容説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

続きまして、日程第8、認第1号から日程第17、認第10号までの決算認定10議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、監査委員の意見報告を受け、一括質疑まで行い、各常任委員会より4名ずつ選出された8名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、審査を付託いたします。

次に、日程第18、議第45号及び日程第19、議第46号の指定管理者の指定の2議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、厚生文教常任委員会に付託し、審議願います。

次に、日程第20、議第47号から日程第23、議第50号までの条例及び規約の一部改正4議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、総務建設常任委員会には議第47号と議第48号の2議案を、厚生文教常任委員会には議第49号と議第50号の2議案をそれぞれ付託し、審査願います。

次に、日程第24、議第51号から日程第26、議第53号までの平成30年度補正予算3議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、総務建設常任委員会には議第51号の関係部分、厚生文教常任委員会には議第51号の関係部分、議第52号及び議第53号の3議案をそれぞれ付託し、審査願います。

以上で1日目は散会をいたします。

続いて、会議日程及び会期はお手元に配付のとおりでございます。会議日程については、昨日の台風の影響により、先ほど議会運営委員会を開催し、協議いたしております。会期は、本日9月5日から26日までの22日間とし、10日午前10時より本会議を開催し、一般質問を行います。11日午前10時より本会議、引き続き一般質問を行います。12日午前9時30分より厚生文教常任委員会、14日午前9時30分より総務建設常任委員会を開催いたします。各常任委員会におかれましては、付託議案の審査及び所管事項の調査をよろしくお願いいたします。なお、18日、19日、20日の3日間は、いずれも午前9時30分より決算特別委員会を開催願います。21日及び25日は予備日とし、26日午前10時より本会議を開催し、初めに、会期中に行われました各常任委員会における調査事項についての審査状況を、それぞれ委員長より報告を願います。その後、各委員会に付託された議案につきましては、委員長より審査結果について報告願、質疑、討論の後、採決まで行います。

会議日程及び会期については以上でございます。

次に、今回提出されました意見書案等につきましては、お手元に配付のとおり3件でございます。所管においてご協議のほど、よろしくお願いいたします。

最後に、一般質問についてでございます。質問回数につきましては、一括質疑方式を選択された場合は2回まで、3回目は発言のみとなります。一問一答方式を選択された場合は、回数に制限はございません。また、制限時間につきましては、質疑、答弁を含め1人60分以内といたします。なお、反問時間は制限時間に含めません。

以上、報告といたします。皆様方のご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

吉村議長 ただいまの運営委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は本日5日から26日までの22

日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 5 日から26日までの22日間とすることに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

議案審議につきましても、ただいまの運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、運営委員長の報告のとおり議案審議を行うことにいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

これより議案審議に移ります。

日程第 3、議第43号及び日程第 4、議第44号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての 2 議案を一括議題といたします。

なお、本 2 議案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本 2 議案につき、提案者の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第43号及び議第44号の 2 議案につきましては、一括して提案理由を申し上げます。

本案につきましては、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づきまして、議会の意見を求めるものでございます。まず、議第43号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでございますが、本案につきましては、現人権擁護委員の椿本恵三氏が本年12月31日付をもって任期満了となりますので、新たに木田尚正氏を推薦いたしたく、提案するものでございます。

次に、議第44号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでございますが、本案につきましては、現人権擁護委員の藤田味子氏が本年12月31日付をもって任期満了となりますが、引き続き藤田味子氏を推薦いたしたく、提案するものでございます。

以上、提案いたしました 2 名の人権擁護委員候補者につきましては、人格、見識ともにすぐれており、最適任者であると認め、推薦いたしたいので、よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。

吉村議長 これより質疑に入りますが、本 2 議案につきましては一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は 1 議案ごとに行います。

それでは、日程第 3、議第43号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより日程第3、議第43号議案を採決いたします。
本案について、諮問のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第43号は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。
次に、日程第4、議第44号議案に対する討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより日程第4、議第44号議案を採決いたします。
本案について、諮問のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第44号は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。
日程第5、報第5号、平成29年度葛城市決算に基づく健全化判断比率の報告について及び日程第6、報第6号、平成29年度葛城市決算に基づく資金不足比率の報告について、以上、報告案件2件を一括議題といたします。
本件につき、報告を求めます。
阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました報第5号及び報第6号の2議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

まず、報第5号、平成29年度葛城市決算に基づく健全化判断比率の報告についてでございます。

健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの比率であり、各地方公共団体はこの健全化判断比率により、健全段階、早期健全化段階、財政再生段階の3つの段階に区分され、早期健全化段階や財政再生段階になった場合には財政健全化を図ることになっております。

それでは、本市の健全化判断比率についてご説明申し上げます。

1つ目の比率である実質赤字比率。この比率は一般会計等、すなわち本市におきまして、一般会計、学校給食特別会計、住宅新築資金等貸付金特別会計、霊苑事業特別会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であります。葛城市の場合、実質収支は黒字であり、実質赤字額はございません。

2つ目の比率である連結実質赤字比率。この比率は一般会計等及び公営事業会計の全会計、すなわち一般会計、特別会計、水道事業会計の全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でありまして、葛城市の場合、一般会計、特別会計、水道事業会計の実質的な

収支は黒字、資金不足は発生しておらず、結果、この連結実質赤字額につきましてもございません。

3つ目の比率であります実質公債費比率。この比率は一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率でありまして、葛城市の場合、6.4%であり、これは早期健全化基準である25%を下回っております。

4つ目の比率であります将来負担比率。この比率は、一般会計、特別会計、水道事業会計、土地開発公社、本市が加入している一部事務組合、広域連合等を含めた一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でありまして、葛城市の場合、50%であり、これは早期健全化基準である350%を下回っております。

このように、平成29年度決算に基づく健全化判断比率は、いずれも財政再生基準はもちろんのこと、早期健全化基準よりも下回った比率であり、健全段階と判断されるわけでございます。なお、財政運営につきましては、新市建設計画に基づく大規模事業の執行に伴う市債の発行や公債費の状況を踏まえた中で、引き続き歳入確保、歳出削減に向けた取り組みが必要であると考えております。

次に、報第6号、平成29年度葛城市決算に基づく資金不足比率の報告についてでございます。本案につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき報告するものでございます。

まず、下水道事業特別会計の資金不足比率につきましては、平成29年度葛城市下水道事業特別会計決算における歳入歳出差引額は55万7,000円と黒字となっておりまして、資金不足は発生しておりません。しかしながら、歳入におきましては一般会計から7億4,600万円の繰り入れをいたしておりますので、今後も水洗化率の向上に努めるとともに、下水道使用料の確保、効率的な維持管理を行い、下水道事業の経営健全化に努めてまいります。

また、水道事業会計の資金不足比率につきましては、県水の受水費等の未払い金を含む流動負債1億2,363万9,000円に対しまして、現金預金等の流動資産は22億3,540万9,000円でございます。流動資産額が流動負債額を上回っておりますので資金不足は発生いたしておりません。しかしながら、今後は浄水設備や老朽管の耐震改良、更新、補修工事等に多額の費用を要する時期を迎える中、今まで以上に事業の効率化に努めて取り組んでまいります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

吉村議長 次に、監査委員より、報第5号及び報第6号の葛城市財政健全化判断比率並びに資金不足比率の審査結果について意見報告を求めます。

代表監査委員、柴田修君。

柴田代表監査委員 おはようございます。それでは、ただいまから平成29年度葛城市財政健全化及び経営健全化審査の審査結果について報告をいたします。

なお、この審査は監査委員2名の合議の結果であります。

審査の概要及び意見については、お手元に配付いたしております意見書のとおりであります。

審査の結果は、市長から提出された財政健全化及び経営健全化の健全化を判断する関係書

類について、適正に作成されているものと認めました。

葛城市においては、健全化判断比率に係る実質公債費比率や将来負担比率などの4項目の指標、そして公営企業の資金不足比率の指標、いずれの数値も早期健全化基準並びに経営健全化基準を大幅に下回っている健全財政状況であるものの、基金残高の減少に加え、平成29年度末に借り入れを前提とした試算した場合に、償還金の返済額が平成33年度には過去最高になることが予想され、これまで以上の歳入確保、歳出削減に向けた取り組みが必要であると考えております。

今後とも、行財政改革を積極的に推進され、より一層効率的な組織運営と事務事業の点検、見直しを行うなど、徹底した経費の削減、合理化に努めるとともに、自主財源の確保を図っていただき、引き続きより健全な財政運営を行ってもらうことを望みます。

以上をもちまして、財政健全化及び経営健全化審査の結果を報告いたします。

葛城市監査委員、柴田修。同じく藤井本浩。

以上でございます。

吉村議長 以上で監査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入りますが、本件につきましては一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

なお、本件につきましては、法の規定により報告のみでございますので、ご了承願います。次に、日程第7、承認第3号の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました承認第3号、専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、平成30年度葛城市一般会計補正予算(第2号)についてでございます。磐城幼稚園北園舎におけます空調設備設置に係る工事請負費450万円の増額補正を行ったもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ450万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145億9,265万6,000円とするものでございます。

なお、本案につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本年7月30日付で専決処分を行ったものでございます。

よろしくご承認を賜りますようお願い申し上げます。

吉村議長 これより質疑に入りますが、本件につきましては委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第7、承認第3号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、日程第7、承認第3号議案を採決いたします。

本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第8、認第1号から日程第17、認第10号までの決算認定10議案を一括議題といたします。

本10議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました認第1号から認第10号までの10議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、認第1号、平成29年度葛城市一般会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は150億5,732万8,949円で、予算現額に対する収入率は87.9%でございます。また、歳出決算額は147億840万1,651円で、予算現額に対する執行率は85.9%となっております。歳入歳出差引残額は3億4,892万7,298円となり、翌年度へ繰り越すべき財源1億8,394万9,883円を差し引いた実質収支額は1億6,497万7,415円でございます。なお、年度中の基金の増減につきましては3億1,301万7,000円の減額となっております。平成29年度末の現在高は45億8,393万4,000円となっております。

次に、認第2号、平成29年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は46億9,884万9,850円で、予算現額に対する収入率は99.3%でございます。また、歳出決算額は46億784万3,637円で、予算現額に対する執行率は97.4%となっております。歳入歳出差引残額は9,100万6,213円で、実質収支額も同額でございます。なお、年度中の基金の増減につきましては1億円の増額となっております。平成29年度末の現在高は1億52万3,000円となっております。

次に、認第3号、平成29年度葛城市介護保険特別会計決算の認定についてでございますが、保険事業勘定では、歳入決算額は26億3,296万5,456円で、予算現額に対する収入率は97.6%でございます。また、歳出決算額は25億9,999万6,921円で、予算現額に対する執行率は96.4%となっております。歳入歳出差引残額は3,296万8,535円で、実質収支額も同額でございます。なお、年度中の基金の増減につきましては1,150万4,000円の増額となっております。平成29年度末の現在高は4,583万7,000円となっております。

一方、介護サービス事業勘定では歳入歳出決算額はともに2,539万6,326円で、予算現額に対する収入率、執行率はともに82.4%でございます。歳入歳出差引残額はゼロ円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第4号、平成29年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は15億5,043万4,755円で、予算現額に対する収入率は99.2%でございます。

また、歳出決算額は15億4,987万7,739円で、予算現額に対する執行率は99.1%となっております。歳入歳出差引残額は55万7,016円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第5号、平成29年度葛城市学校給食特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は3億5,302万8,751円で、予算現額に対する収入率は97.9%でございます。また、歳出決算額は3億5,279万9,424円で、予算現額に対する執行率は97.8%となっております。歳入歳出差引残額は22万9,327円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第6号、平成29年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は103万6,360円で、予算現額に対する収入率は96.9%でございます。また、歳出決算額は103万5,204円で、予算現額に対する執行率は96.7%となっております。歳入歳出差引残額は1,156円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第7号、平成29年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は1,724万7,320円で、予算現額に対する収入率は69.7%でございます。また、歳出決算額は1,622万4,440円で、予算現額に対する執行率は65.6%となっております。歳入歳出差引残額は102万2,880円で、実質収支額も同額でございます。なお、年度中の基金の増減につきましては462万1,000円の増額となっております、平成29年度末の現在高は2億5,381万2,000円となっております。

次に、認第8号、平成29年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定についてでございますが、歳入歳出決算額はともに1,377万7,663円で、予算現額に対する収入率、執行率はともに77.8%でございます。歳入歳出差引残額はゼロ円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第9号、平成29年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は3億8,532万2,352円で、予算現額に対する収入率は99.1%でございます。また、歳出決算額は3億8,474万9,252円で、予算現額に対する執行率は98.9%となっております。歳入歳出差引残額は57万3,100円で、実質収支額も同額でございます。

最後に、認第10号、平成29年度葛城市水道事業会計決算の認定についてでございますが、収益的収支の水道事業収益につきましては7億9,735万7,190円で、予算現額に対する収入率は100.7%でございます。一方、水道事業費用は6億4,525万6,508円で、予算現額に対する執行率は94.1%となっております。なお、決算額そのものに消費税を含んでおりますので、消費税を抜きました損益計算書における当年度純利益は1億3,565万4,489円でございます。また、資本的収支につきましては、収入額は426万3,920円で、予算現額に対する収入率は85.3%でございます。一方、支出額は2億9,533万8,267円で、予算現額に対する執行率は91.1%となっております。この資本的収支における2億9,107万4,347円の不足額につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度損益勘定留保資金で補てんをいたしました。

以上でございます。よろしく認定を賜りますようお願い申し上げます。

吉村議長 次に、監査委員より認第1号から認第10号まで、以上10議案の決算審査結果について意見報告を求めます。

代表監査委員、柴田修君。

柴田代表監査委員 それでは、ただいまから平成29年度葛城市一般会計、各特別会計並びに水道事業会計の決算審査の結果についてご報告をいたします。

なお、この審査は監査委員2名の合議の結果であり、審査の概要及び意見については、お手元に配付しております意見書のとおりであります。

審査の方法は、市長から提出されました各会計歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類等に基づき、関係帳簿と照合を行い、正確性、予算の執行状況について比較検討し、あわせて、必要に応じて関係職員からも説明を聴取し、審査を実施いたしました。その結果、審査に付された各会計の歳入歳出決算及び附属書類は関係法令の規定の基準にて作成されており、関係帳簿、その他証拠書類と照合、点検をいたしましたところ、計数は正確であると認め、予算執行状況についても、おおむね適正であると認めました。

しかし、以下に述べる点については検討を要するものや課題として、今後、必要かつ適切な措置を講じていただくよう、お願いを申し上げます。

1番、公共施設のファシリティーマネジメントについてであります。箱物管理についてであります。

現在、當麻庁舎において、老朽化に伴い、修繕や維持費、管理に係る費用が増加し、かつ耐震性が不足しております。そのため、将来の方向性を明確にし、抜本的な対策を進めていただきたいものであります。

2番目、公共バスの運行について。

葛城市地域公共交通活性化協議会において、法定協議会を開催され、公共バスの運行ルートについて改編作業がされる予定であります。市民の声を反映し、一層便利な、身近な足になるよう協議をしていただき、乗客が増加するよう積極的な広報活動もしていただきたいと、こう思うわけであります。

3番目、農作物のブランド化について。

県と市の連携を図りながら、市内の農作物、資源を有効に活用し、葛城市の魅力を全国的に発信できるよう、農作物のブランド化を検討し、取り組んでいただきたいものであります。

次、下水道事業についてです。

一般会計から繰入金約7億5,000万円の金額として、毎年、多額に繰入れされておりますが、平成32年度より、地方公営企業会計への移行により独立採算制になるために、早急に抜本的な取り組みや適正化を進めていただきたいと思っております。

5番目、繰越明許費について。

土木費や総務費等の執行において、繰越明許費が発生しています。会計上、認められたものであります。やむなく繰越しされた事業については、会計年度独立の原則に従いまして、早期に完了されるよう、また、適正に事業が遂行されるよう、特に強く求めるものであります。

6番目、市税の確保及び収入未済額の早期収納について。

市税の現年度滞納繰越合計の収納率は、前年度に比べまして0.42%伸びております。収入済額においても増加になっております。収納努力による結果であり、評価をいたしますが、県や他市との収納率と比較すると、本市においては県の平均未満になっております。平均より低いということになっております。そのため、滞納繰越分については、税の公平性の観点から、時効の中断措置や差し押さえ等の厳正な措置を適切かつ速やかに講じ、早期収納に努めていただくよう、今後についても引き続き市税の確保に向かって、一層の努力をお願いしたいものであります。

7番、特別会計について。

国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険の各特別会計については、市全体の決算額の大きな割合を占めており、今後も高齢化の伸びにより、医療費や介護給付費等の増加が見込まれております。そのために引き続き、市民が健康で長命でいられるよう予防を重点に置いた保健事業や、地域支援事業推進を図られるよう望むものであります。また、平成30年度より介護保険料の改定や国民健康保険事業においては県単位化が開始されます。保険料が今後、段階的に上がっていくと考えられます。収納率の低下が予想され、懸念されます。そのために保険料の改定については、市民の混乱を招かぬように、引き続き周知徹底をお願いしたいものであります。

8番、水道事業会計について。

水道事業会計については、大口需要者の給水収益が伸びる要素がなくなっております。その中で、今後、万全の経営計画のもとに、給水収益を確保するため、漏水防止策等に努力をされ、有収率が向上することを目標にさせていただきたいと思っております。また、黒字決算になっているものの、現在、現金収益が毎年、年々減少していること、未収金対策及び不納欠損金の処分についても、厳正かつ適正な処理を行い、収納率向上により安定した財政基盤を堅持し、更に経費の削減、事業の効率化を図るとともに、災害対策にも配慮していただき、水道事業本来の使命である、安全で、かつ良質な水の安定供給に努められるようお願いいたします。

9番、総括。

現在、国内の景気は回復基調にあると言われておりますが、新市建設計画の一部事業が完了いたしました。歳入歳出ともに、昨年度より財政規模は縮小したものの、扶助費や昨年発生した台風21号の影響により、災害復旧事業費の増加が見られ、市債の年度末の現在高は年々増加し、厳しい財政状況にあります。このような厳しい情勢の中にあって、本市では、子どもたちを初め、高齢者の方々まで、市民が安心して暮らせるよう、各種施策や災害に強いまちづくりを推進していかなければならないと思っております。これまでも事務事業の整理、合理化、組織機構の再編、経費の節減、合理化等、財政健全化に向け全庁で努力をされているところでありますが、さらに、この審査の結果を踏まえて、より一層効率的な組織運営と事務事業の抜本的な見直しを行うなど、経費全般について徹底した削減、合理化に努めるよう強く望むものであります。

最後に、昨年、市民の方より住民監査請求が提出され、監査の結果、不適切な支出である

と判断し、勧告をいたしたところではありますが、このことについては、市に大きな損害を与え、市民に対する信頼が大きく損なわれた不祥事でありました。市においては、再発防止対策の構築を求めるところではありますが、職員の皆様においても、コンプライアンス、社会的概念を遵守し徹底していただき、全体の奉仕者であることの原点に立ち戻って、市民に対する責任と自覚を持ち、厳正公平な職務の遂行に努めることを再確認し、信頼回復に向け全力で取り組んでいただきますよう要望いたします。

以上をもちまして審査の報告といたします。

葛城市監査委員、柴田修。同じく藤井本浩。

終わります。ありがとうございました。

吉村議長 以上で監査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入りますが、本10議案につきましては一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題となっております認第1号から認第10号までの10議案については、8人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、認第1号から認第10号までの10議案につきましては、8人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時28分

再 開 午前11時50分

吉村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり議長において指名いたします。

なお、委員長、副委員長につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、休憩中に決算特別委員会を開き、選任いただいておりますので、ご報告いたします。

決算特別委員会委員長、下村正樹君、同じく副委員長、西井覚君。以上です。

次に、日程第18、議第45号及び日程第19、議第46号の指定管理者の指定の2議案を一括議題といたします。

本2議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第45号及び議第46号の2議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議第45号、葛城市体力づくりセンターの指定管理者の指定についてでございます。本案につきましては、葛城市体力づくりセンターの指定管理者の指定期間が平成31年3月31日で満了いたしますが、指定期間満了6カ月前にコナミスポーツ・近鉄ビルサービスグループと協議の上、合意し、かつ市議会での議決を得た場合は、指定管理者としての指定期間を、1回を限度に更に5カ年延長されるものとする基本協定書に明記されております。コナミスポーツ及び近鉄ビルサービスは、オープン以来、管理運営に長年の実績があり、引き続き指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2、第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。指定期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5カ年を予定しております。

次に、議第46号、葛城市福祉総合ステーションの指定管理者の指定についてでございます。本案につきましては、葛城市福祉総合ステーション、ゆうあいステーションの指定管理者の指定期間が平成31年3月31日で満了いたしますが、引き続き公の施設の設置目的を効果的に達成するため、指定管理者を指定するものでございます。社会福祉法人葛城市社会福祉協議会は、民間の中核的な社会福祉団体であって、福祉総合ステーションの管理運営に長年の実績があり、引き続き指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2、第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。指定期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5カ年を予定しております。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

吉村議長 これより質疑に入りますが、本2議案については一括質疑といたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第45号及び議第46号の2議案については、厚生文教常任委員会に付託し、審査願います。

次に、日程第20、議第47号から日程第23、議第50号までの条例及び規約の一部改正4議案を一括議題といたします。

本4議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第47号から議第50号までの4議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第47号、葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、本年6月8日に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律が公布、施行され、この中で、生活保護法の一部改正が行われたことに伴い、本条例における個人番号の利用範囲に進学準備給付金の支給に関する情報を加えるものでございます。あわせて、現行の児童福祉法の文言に合わせるべく、所要の

改正を行うものでございます。

施行期日は公布日でございます。

次に、議第48号、葛城市税条例等の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、地方税法等の改正に伴い、市たばこ税についての改正を行うものでございます。主な改正内容につきましては、市たばこ税の税率の引き上げ、または製造たばこの区分として新設されました加熱式たばこの課税方式を見直すほか、紙巻きたばこ3級品に係る税率の引き上げ時期の延長を行うものでございます。

施行期日は本年10月1日でございます。

次に、議第49号、葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、本年4月27日に家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布、施行されたことに伴い、省令に従うべき基準とされている規定が緩和されたため、本条例の一部を改正するものでございます。主な改正内容といたしましては、代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和、家庭的保育事業における食事の提供の経過措置の5年延長及び食事の外部搬入事業者の条件緩和でございます。

施行期日は公布の日でございます。

最後に、議第50号、奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更についてでございます。

本案につきましては、市と町から選出される組合の議会の議員数に大きな開きがあるため、その議員数を変更するとともに、組合運営及び維持補修に関する経費の規定を、組合運営に関する経費と施設維持管理に関する経費に細分し、これらの経費分担の考え方を明確にするため、分担金の区分とその負担割合を変更するものでございます。

施行期日は平成31年4月1日でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

吉村議長 これより質疑に入りますが、本4議案については一括質疑といたします。
質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第47号及び議第48号の2議案については総務建設常任委員会に、議第49号及び議第50号の2議案については厚生文教常任委員会にそれぞれ付託し、審査願います。

次に、日程第24、議第51号から日程第26、議第53号までの平成30年度補正予算3議案を一括議題といたします。本3議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第51号から議第53号までの3議案について、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第51号、平成30年度葛城市一般会計補正予算(第3号)の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,034万円を追加い

たしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146億4,299万6,000円とするものがございます。

主な補正内容につきましては、議会費では、会議録検索システム導入に伴う費用、総務費では例規整備委託料、民生費では、当麻第一保育所におけるコンクリートブロック塀改修に係る工事請負費、衛生費では、葛城地区病院群輪番制運営協議会負担金、農林商工費では、相撲館におけるコンクリートブロック塀改修に係る測量設計委託料及び工事請負費、土木費では、尺土駅前周辺整備事業に係る工事請負費、教育費では、小学校トイレ改修に係る測量設計委託料、災害復旧費では、7月の豪雨や台風12号災害などにより被災した農用地復旧のための工事請負費等々の補正をそれぞれお願いするものがございます。

次に、議第52号、平成30年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,598万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億6,698万4,000円とするものがございます。

主な補正内容につきましては、平成29年度の国保負担金等の精算に伴う償還金の追加でございます。

最後に、議第53号、平成30年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。

本案につきましては、保険事業勘定で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,556万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億2,756万円とするものがございます。

主な補正内容につきましては、平成29年度の国庫負担金等の精算に伴う償還金の追加でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

吉村議長 これより質疑に入りますが、本3議案については一括質疑といたします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

吉村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております3議案につきましては、各常任委員会へ付託いたします。総務建設常任委員会には議第51号の関係部分を、厚生文教常任委員会には議第51号の関係部分、議第52号及び議第53号の3議案をそれぞれ付託し、審査願います。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議はお手元の日程表のとおり、10日、11日、26日それぞれ午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

なお、12日午前9時30分から厚生文教常任委員会、14日午前9時30分から総務建設常任委員会、18日、19日、20日それぞれ午前9時30分から決算特別委員会が開催されますので、委員各位におかれましては、日程表の日時に審査をよろしく願いいたします。

皆さん方には、早朝より慎重にご審議賜りましたこと、厚くお礼を申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後0時03分